

契約担当官  
航空自衛隊西部航空警戒管制団  
会計隊長 濱崎 祥幸

## 公 告

下記により入札を実施するので、「入札(見積)及び契約心得」を同意のうえ参加すること。

### 記

- 1 入札に付する事項 「プロジェクションマッピングの制作及び投影」
- 2 入札方式 一般競争入札(総合評価落札方式)
- 3 入札日時 令和8年6月15日(月) 13時30分
- 4 入札場所 航空自衛隊西部航空警戒管制団 基地業務群会計隊 入札室
- 5 契約方法 確定契約
- 6 契約条項を示す場所 航空自衛隊西部航空警戒管制団 基地業務群会計隊 事務室
- 7 入札参加資格 (1) 予算決算及び会計令(昭22勅165)第70条の規定に該当する者でないこと。  
なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であつて、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。  
(2) 予算決算及び会計令(昭22勅165)第71条の規定に該当する者でないこと。  
(3) 防衛省 防衛装備庁長官 から又は航空幕僚長から「装備品等及び役務の調達に係る指名停止の要領」に基づく指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。  
(4) 前号により現に指名停止を受けている者と資本関係又は人的関係のある者であつて、当該者と同種の物品の売買又は製造若しくは役務請負について防衛省と契約を行おうとする者でないこと。  
(5) 原則、現に指名停止を受けている者の下請負については認めないものとする。ただし真にやむを得ない事由を防衛省 防衛装備庁長官 が認めた場合には、この限りではない。  
(6) 防衛省競争参加資格(全省庁統一資格)「役務の提供等」のA、B、C又はD等級に格付けされた九州沖縄地域の競争参加資格を有する者
- 8 入札方法 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10パーセントに相当する額を加算した金額をもって落札価格とするので、入札者は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額(当該金額に一元未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てる)をもって、申し込みがあったものとする。なお、落札となるべき同価の入札をした者が2名以上ある場合は、くじ引きにより落札者を決定する。
- 9 落札決定の方法 総合評価
- 10 保証金等 (1) 入札保証金: 予算決算及び会計令(昭22勅165)第77条第1項第2号により免除  
(2) 契約保証金: 予算決算及び会計令(昭22勅165)第100条の3第3号により免除
- 11 入札の無効 (1) 第5項に示す入札参加資格がない者のした入札  
(2) 入札に関する条件(入札及び契約心得並びに本公告等に示された条件等)に違反した入札
- 12 契約書等の作成 有
- 13 適用する契約条項 航空自衛隊標準契約(請書)条項役務供給契約(請書)条項及び適用契約条項並びに暴力団排除に関する特約条項(工事以外)
- 14 履行期間 契約締結日 ~ 令和8年7月31日
- 15 履行場所 航空自衛隊春日基地(福岡県春日市原町3-1-1)
- 16 その他 (1) 代理者による入札参加は、「委任状」及び代理者の印鑑を持参するものとする。  
(2) 入札参加希望者は、入札開始前までにFAX等により、「資格審査結果通知書」の写しを提出するものとする。その際、下記問い合わせ先に到着の有無を確認するものとする。  
(3) 郵便等による入札の場合は、郵便の遅延等による事故を防止し、入札に万全を期すため、努めて入札日の前日(土、日及び祝日を含まない)までに到着するよう、配達記録を有する手段により郵送すること。その際、送付する封筒の表側に「入札件名 ○月○日○○○○の入札書在中」と明記するとともに、事前に下記の担当者まで電話で連絡すること。  
(4) 入札保証金の納付を免除した場合において、落札者が契約を結ばないときは、入札書に記載された金額に100分の5に相当する金額を徴収することとする。  
(5) この一般競争(総合評価落札方式)に参加を希望するものは、応札資料作成要領に定める提出物を令和8年5月20日(水)12:00までに提出すること。
- 17 お問い合わせ先 航空自衛隊西部航空警戒管制団 基地業務群 会計隊 契約班  
担 当 : 佐嶋 電話番号 092-581-4091 FAX番号 092-571-5594



# 委任状

当社は、  
を代理人と定め、下記の入札並びに  
見積に関する一切の権限を委任します。

記

件名 プロジェクションマッピングの製作及び投影

代理人使用印鑑



令和8年6月15日

契約担当官  
航空自衛隊西部航空警戒管制団  
会計隊長 濱崎 祥幸 殿

住所

会社名

代表者名

航空自衛隊仕様書		
仕様書の 種類	内容による分類	役務仕様書
	性質による分類	個別仕様書
物品番号		仕様書番号
品名 又は 件名	プロジェクションマッピングの制作 及び投影	西警司LPS-X00054-1
		承認 令和 5年 5月 22日
		作成 令和 5年 5月 22日
		改正 令和 8年 4月 17日
		<del>令和 年 月 日</del>
作成部 隊等名	西部航空警戒管制団司令部	

## 1 総則

### 1.1 適用範囲

この仕様書は、航空自衛隊春日基地におけるプロジェクションマッピングの制作及び投影役務について適用する。

### 1.2 履行場所

航空自衛隊春日基地（付図のとおり）

### 1.3 履行期間等

調達要領指定書のとおり。

### 1.4 用語の定義

#### a) プロジェクションマッピング（以下「PM」という。）

映像やコンピューターグラフィック（以下「CG」という。）等をスクリーンに投影するのではなく、建物や家具、または凹凸のある面にプロジェクターなどで投影する。その際、映像等の素材にはスクリーン等になる対象物と同じ立体情報や表面情報を持たせ、投影の際に正確に重なり合うよう制作することにより投影した映像の変化で、対象物が動いたり、変形したり、または自ら光を放つように錯覚させる映像表現をいう。

#### b) PM用機材

PMを行うために必要な機材一式（スピーカーも含む。）

#### c) PM用映像

映像やCGをPM用に加工したもの。

件 名	プロジェクションマッピングの制作及び投影
-----	----------------------

## 2 役務に関する要求

### 2.1 PM用映像の制作及び仕様

調達要領指定書のとおり。

### 2.2 PM用映像の投影

調達要領指定書のとおり。

### 2.3 PM用機材の搬入，設置，撤去及び搬出

調達要領指定書のとおり。

## 3 提出書類等

- a) 応札希望方は，公告期間中に官側が示す応札資料作成要領に基づき，提案書，提案書記述箇所対応表及び会社概要を提出するものとする。
- b) 契約相手方は，契約締結後，速やかに本業務に係る計画書（様式任意）を西部航空警戒管制団司令部監理部に提出し，承認を受けるものとする。
- c) 契約相手方は，完成したPM用映像を投影日の1週間前（基準）までに西部航空警戒管制団司令部監理部に提出し，必要があれば修正を行うものとする。
- d) 契約相手方は，本役務に使用したPM用映像データを，DVDに保存し西部航空警戒管制団司令部監理部に提出するものとする。
- e) 契約相手方は，上記DVDの提出に合わせ，PM用映像データ提出証明書（様式任意）を作成し，西部航空警戒管制団司令部監理部の承認を受けるものとする。

## 4 監督・検査

### 4.1 監督

監督は，以下のとおり実施する。

- a) 契約相手方が制作したPM用映像の確認及び修正の指示
- b) PM用機材の設置及び撤去の立会
- c) 契約相手方との各種調整
- d) 検査官への本役務履行状況の報告

### 4.2 検査

検査は，以下のとおり実施する。

- a) 契約相手方が制作したPM用映像の確認
- b) PM用映像の投影確認
- c) 本役務の履行状況の確認

## 5 その他必要な事項

### 5.1 安全管理

- a) 契約相手方は，現場代理人及び現場作業者に対し**春日基地入門者取扱規則**，**春日基地**

件 名	プロジェクトマッピングの制作及び投影
-----	--------------------

**車両運行等規則**，その他関連法令法規類及び安全に関する教育を実施し，常に役務の安全に留意し事故の防止に努めるものとする。

- b) 作業場への現場作業者の出入りの管理，風紀衛生の取り締まり及び火災，盗難，その他の事故防止については現場代理人を通じ契約相手方の責任において管理するものとする。
- c) 設置機材等により，作業場及びその周辺の既設構造物，物品及び人員に損傷を及ぼさないよう，養生をはじめとする十分な防護措置を施すものとする。

## 5.2 立入り

- a) 航空自衛隊春日基地内の立入りは搬入場所及びその移動間の最短経路とし，役務の履行に不要な場所への立入りは認めない。ただし緊急その他やむを得ない事態に際しては監督官もしくは基地警衛隊隊員へ指示を仰ぎ，その監督のもとにおいて立入り場所及び経路を変更することができるものとする。
- b) PMの投影作業に係る技術者の立入りについては，日本国籍を有し，現在及び過去において日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する団体等を結成し，又はこれに加入した者を除くものとする。

## 5.3 情報の保全

- a) 契約相手方は，本契約の履行にあたり知り得た航空自衛隊に関する知識を漏洩又は他に転用してはならない。
- b) 契約相手方は，本役務に関連し取得及び制作した映像等のデータについては，本役務終了後，確実に廃棄しなければならない。
- c) 下請負業者に取扱わせる場合についても同様とする。

## 5.4 官側における支援

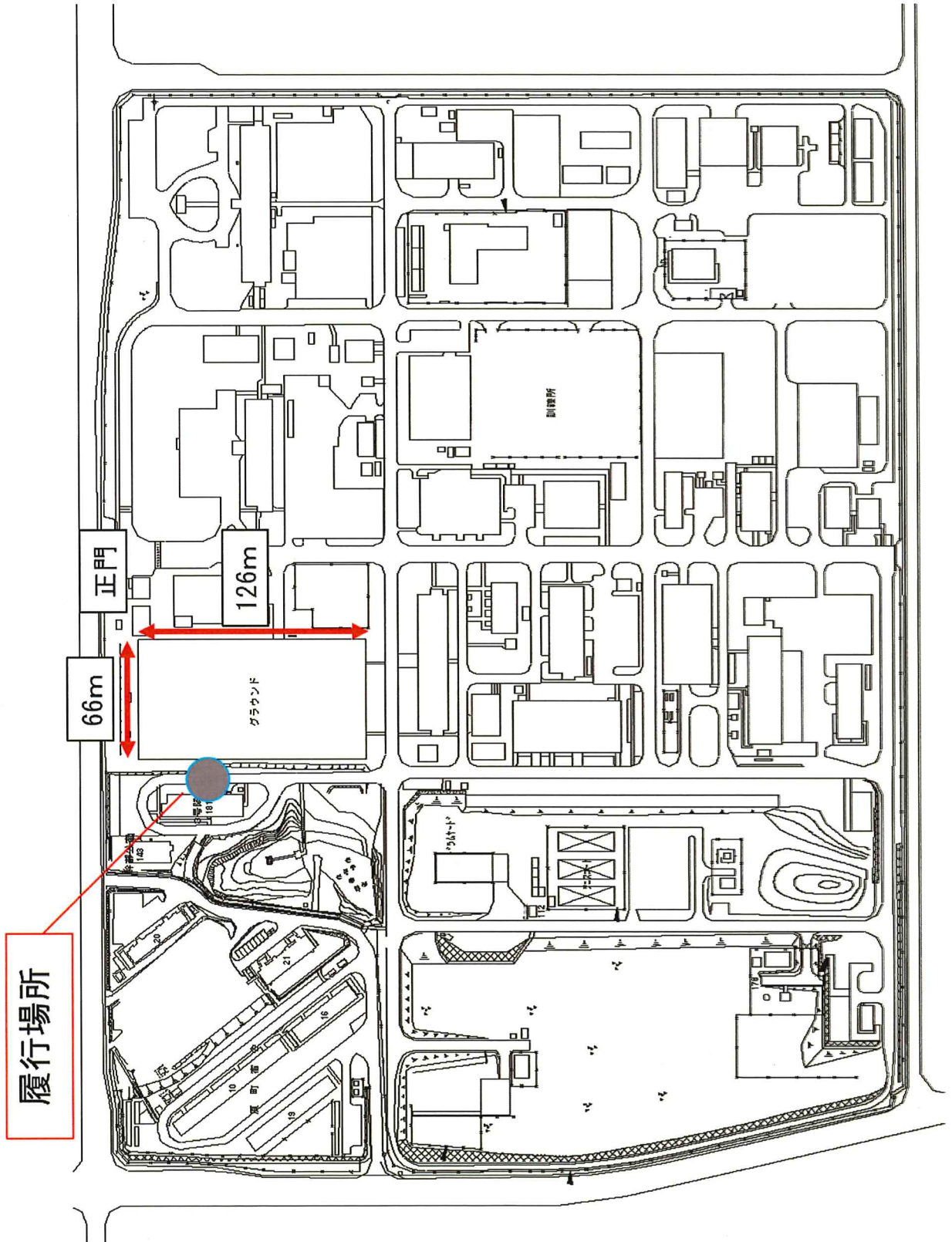
契約相手方は，現地作業において支援を必要とする場合には，事前に調整のうえ，次の事項について無償で支援を受けることができる。

- a) 設置場所への立入りに関する事項
- b) 搬入機材等の保管に関する事項，ただし，破損，紛失等発生した場合は保証しない。

### 5.4.1 特記事項

- a) 契約相手方は，請負金額の増減又は工期の延長を必要としない軽微な変更については，契約担当官等の承諾を得たうえでこれを実施することができる。
- b) 天候不良等により行事が実施できない時は，投影日の14時まで官側から通知するものとする。
- c) 女性活躍推進法に基づく認定など提案書に記載した事項について，認定の取消などによって記載した内容と異なる状況となった場合には，速やかに契約担当官へ届け出るものとする。
- d) この契約において，契約相手方が取得した著作権（著作権法第21条から28条に規定する権利を含む。）は，全て西部航空警戒管制団司令部監理部に帰属するものとする。

春日基地北地区



調達要領指定書	発 簡 番 号	
	調 達 要 求 番 号	春役-5
	調 達 要 求 年 月 日	令和8年4月20日
	作 成 部 課	西部航空警戒管制団司令部監理部
	作 成 年 月 日	令和8年4月17日
件 名	プロジェクトマッピングの制作及び投影	
仕様書番号	西警司LPS-X00054-1	
指定事項：		
<b>1.3 履行期間等</b>		
履行期間は、契約締結日～令和8年7月31日（金）とする。		
<b>2 役務に関する要求</b>		
<b>2.1 PM用映像の制作及び仕様</b>		
a) PM用映像の長さは8分（±1分）とする。		
b) 屋外において、建物の壁に立体的に投影するものとする。		
c) 解像度は1920ピクセル×1080ピクセル以上、合計輝度は4000ルーメン以上とする。		
d) PM用映像の内容は、航空自衛隊及び航空自衛隊春日基地の広報に資するものとする。		
e) 契約相手方は、PM用映像の制作において、監督官と綿密に情報共有を行い、官側の要望を反映させながら制作を行うものとする。		
f) 契約相手方から要望があった場合、提供可能な素材については、西警団司令部監理部から提供するものとする。		
g) 構成や演出（BGM含む）については、契約締結後1週間以内に監督官と協議を行い、決定するものとする。		
h) 契約相手方は、監督官の指示により、絵コンテ及びショートムービー等の完成イメージが伝わるものを都度提出するものとする。		
<b>2.2 PM用映像の投影</b>		
a) 投影日は、令和8年度春日基地夏まつり開催日の日没後とする。		
b) 投影範囲は、別図で示した範囲とする。		
c) 投影日までにリハーサルを行い、監督官の確認を受けるものとする。		
d) リハーサルの日時については、監督官と協議を行い、決定するものとする。		

### 2.3 PM用機材の搬入、設置、撤去及び搬出

- a) PM用機材の準備及び航空自衛隊春日基地への搬入は契約相手方が実施するものとする。
- b) PMの投影作業に係る技術者の配置及びPM用機材の設置は契約相手方が実施するものとする。
- c) PM用機材に必要な電源は契約相手方が準備するものとする。
- d) PM用機材設置に必要な足場は契約相手側が準備するものとする。
- e) 投影日前日までにPM用機材の設置を完了する。
- f) PMで使用した機材の撤去及び搬出は、契約相手側が行うものとし、日時については監督官と協議を行い、決定するものとする。
- g) 搬入、搬出のルートについては監督官の指示を受けるものとする。

